

市第7号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表港北区の項区域の欄中「大曾根一丁目」の前に「大倉山一丁目、大倉山二丁目、大倉山三丁目、大倉山四丁目、大倉山五丁目、大倉山六丁目、大倉山七丁目、」を加え、「太尾町」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

港北区における町区域の設定及び廃止に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要があるので提案する。